

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月11日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 大阪府 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-1-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html |

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(学び直し支援事業) |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第四の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条 | 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱 第2条、第3条 |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>⑥事務の趣旨又は目的</p> | <p>この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> | <p>高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱 第2条 この補助金は、都道府県知事又は都道府県教育委員会(以下「都道府県」という。)が行う高等学校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 文部科学大臣は、都道府県が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。)の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者(以下「支給対象者」という。)に対して、高等学校等学び直し支援金(法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。)を支給する場合に、予算の範囲内で、学び直し支援金の支給に要する費用に相当する額を都道府県に対して補助する。</p> |
| <p>⑦独自利用事務の関連規範</p> | | <p>高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱 大阪府公立高等学校学び直しへの支援金事務処理要領</p> |